

(目的)

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講することにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

二 エネルギー消費性能 建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二条第一項に規定するエネルギーをいい、建築物に設ける空調和設備その他の政令で定める建築設備（第六条第一項及び第二十九条第一項において「空調和設備等」という。）において消費されるものに限る。）の量を基礎として評価される性能をいう。

三 建築物エネルギー消費性能基準 建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のため必要な建築物の構造及び設備に関する経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。

四 建築主等 建築主（建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）又は建築物の所有者 管理者若しくは占有者をいう。

五 所管行政庁 建築主事を置く市町村の区域について市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

の他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

（建築物に係る指導及び助言）

第三条 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物のエネルギー消費性能の向上の意義 及び目標に関する事項

二 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

三 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する重要な事項

5 國は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施策を講ずるとともに、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（建築主等の努力）

第七条 建築主は、その建築等（建築物の新築、増築若しくは改築（以下「建築」という。）、建築物の修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修を行う。）をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、エネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。

2 住宅の建築を業として行う建築主（以下「住宅事業建築主」という。）は、前項に定めるものほか、その新築する一戸建ての住宅を第一十七条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

（特定建築物の建築主の基準適合義務）

第八条 所管行政庁は、建築物エネルギー消費性能の向上に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言等

するよう努めなければならない。

（建築物に係る指導及び助言）

第九条 国土交通大臣は、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施工を行う事業者に対して、建築物エネルギー消費性能基準を勘案して、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

第十条 経済産業大臣は、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造、加工又は輸入を行う事業者に対する指導及び助言をすることができる。

（建築材料に係る指導及び助言）

第十一條 建築主は、特定建築行為（特定建築物の居住のために継続的に使用する室その他の政令で定める建築物の部分（以下「住宅部分」という。）の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模以上である建築物をいう。以下同じ。）

の新築若しくは増築若しくは改築(非住宅部分

の増築又は改築の規模が政令で定める規模以上

であるものに限る。)又は特定建築物以外の建築

の増築(非住宅部分の増築の規模が政令で定

める規模以上であるものであつて、当該建築物

が増築後において特定建築物となる場合に限

る)をいう。以下同じ。)をしようとするとき

は、当該特定建築物(非住宅部分に限る。)を建

築物工ネルギー消費性能基準に適合させなけれ

ばならない。

前項の規定は、建築基準法第六条第一項に規

(建築物工ネルギー消費性能適合性判定)

第十二条 建築主は、特定建築行為をしようとす

るときは、その工事に着手する前に、建築物工

ネルギー消費性能確保計画(特定建築行為に係

る特定建築物の工ネルギー消費性能の確保のた

めの構造及び設備に関する計画をいう。以下同

じ。)を提出して所管行政庁の建築物工ネルギー

消費性能適合性判定(建築物工ネルギー消費性能

能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。第

五項及び第六項において同じ。)が建築物工ネル

ギー消費性能基準に適合するかどうかの判定を

いう。以下同じ。)を受けなければならない。

建築主は、前項の建築物工ネルギー消費性能

適合性判定を受けた建築物工ネルギー消費性能

確保計画の変更(国土交通省令で定める軽微な

変更を除く。)をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更

後の建築物工ネルギー消費性能確保計画を所管

行政庁に提出しなければならない。この場合に

おいて、当該変更が非住宅部分に係る部分の変

更を含むものであるときは、所管行政庁の建築

物工ネルギー消費性能適合性判定を受けなけれ

ばならない。

所管行政庁は、前二項の規定による建築物工

ネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合

においては、その提出を受けた日から十四日以

内に、当該提出に係る建築物工ネルギー消費性

能適合性判定の結果を記載した通知書を当該提

出者に交付しなければならない。

4 所管行政庁は、前項の場合において、同項の

期間内に当該提出者に同項の通知書を交付する

ことができない合理的な理由があるときは、二

十八日の範囲内において、同項の期間を延長す

ることができる。この場合には、その旨

及びその延長する期間並びにその期間を延長す

ることを記載した通知書を同項の期間内に当該

提出者に交付しなければならない。

5 所管行政庁は、第三項の場合において、建築

物工ネルギー消費性能確保計画の記載によつて

は当該建築物工ネルギー消費性能確保計画が建

築物工ネルギー消費性能基準に適合するかどうか

かを決定することができない正当な理由がある

ときは、その旨及びその理由を記載した通知書

を同項の期間(前項の規定によりその期間を延

長した場合にあっては、当該延長後の期間)内

に当該提出者に交付しなければならない。

6 建築主は、第三項の規定により交付を受けた

通知書が適合判定通知書(該建築物工ネル

ギー消費性能確保計画が建築物工ネルギー消費

性能基準に適合するものであると判定された旨

が記載された通知書をいう。以下同じ。)である

場合においては、当該特定建築行為に係る建築

物工ネルギー消費性能確保計画に関する手続の特例

は、国土交通省令で定める。

7 建築物工ネルギー消費性能基準に適合する

建築物工ネルギー消費性能確保計画(非住

宅部分に係る部分に限る。)が建築物工ネル

ギー消費性能基準に適合するかどうかを決定す

ることができる。

8 建築主から第六項の適合判定通知書又はその写しを当該

定によりその期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)の末日の三日前まで

に、前項の適合判定通知書又はその写しを当該

建築主事に提出しなければならない。

建築主事は、建築基準法第六条第一項の規定

による確認の申請書を受理した場合において、同

指定確認検査機関は、同法第六条の二第一項の

規定による確認の申請を受けた場合において、

建築物の計画が特定建築行為に係るものである

ときは、建築主から第六項の適合判定通知書又

はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第

六条第一項又は第六条の二第一項の規定による

確認をすることができる。

建築物工ネルギー消費性能確保計画に関する

書類及び第三項から第五項までの通知書の様式

は、国土交通省令で定める。

9 国等に対する建築物工ネルギー消費性能適合

性判定に関する手続の特例

(国等に対する建築物工ネルギー消費性能適合

性判定に関する手続の特例)

は、国土交通省令で定める。

10 第十三条 国、都道府県又は建築主事を置く市町

村(以下「国等」という。)の機関の長が行う特定

建築行為については、前条の規定は、適用しな

い。この場合においては、次項から第九項まで

の規定に定めるところによる。

11 国等の機関の長は、特定建築行為をしようとす

るときは、その工事に着手する前に、建築物

工ネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通

知し、建築物工ネルギー消費性能適合性判定を

求めなければならない。

12 国等の機関の長は、前項の建築物工ネルギー

消費性能適合性判定を受けた建築物工ネルギー

消費性能確保計画の変更(国土交通省令で定め

た軽微な変更を除く。)をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物工ネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知しなければならない。この限りでない。

13 国等の機関の長は、前項の場合において、建

築物工ネルギー消費性能確保計画の記載によつて

は当該建築物工ネルギー消費性能確保計画が建

築物工ネルギー消費性能基準に適合するかどうか

かを決定することができない正当な理由がある

ときは、その旨及びその理由を記載した通知書

を同項の期間(前項の規定によりその期間を延

長した場合にあっては、当該延長後の期間)内

に当該提出者に交付しなければならない。

14 所管行政庁は、第四項の場合において、第二

項又は第三項の規定による通知の記載によつて

は当該建築物工ネルギー消費性能確保計画(非

住宅部分に係る部分に限る。)が建築物工ネル

ギー消費性能基準に適合するかどうかを決定す

ることができない正当な理由があるときは、そ

の旨及びその理由を記載した通知書を第四項の

期間(前項の規定によりその期間を延長した場

合にあっては、当該延長後の期間)内に当該通

知書をした国等の機関の長に交付しなければなら

ない。

15 所管行政庁は、第四項の場合において、第二

項又は第三項の規定による通知の記載によつて

は当該建築物工ネルギー消費性能確保計画(非

住宅部分に係る部分に限る。)が建築物工ネル

ギー消費性能基準に適合するかどうかを決定す

ることができない正当な理由があるときは、そ

の旨及びその理由を記載した通知書を第四項の

規定によりその期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)の末日の三日前まで

に、前項の適合判定通知書又はその写しを当該

建築主事に提出しなければならない。

建築主事は、建築基準法第六条第一項の規定

による確認の申請書を受理した場合において、同

指定確認検査機関は、同法第六条の二第一項の

規定による確認の申請を受けた場合において、

建築物の計画が特定建築行為に係るものである

ときは、建築主から第六項の適合判定通知書又

はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第

六条第一項又は第六条の二第一項の規定による

確認をすることができる。

建築物工ネルギー消費性能確保計画に関する

書類及び第三項から第五項までの通知書の様式

は、国土交通省令で定める。

16 所管行政庁は、第四項の場合において、第二

項又は第三項の規定による通知の記載によつて

は当該建築物工ネルギー消費性能確保計画(非

住宅部分に係る部分に限る。)が建築物工ネル

ギー消費性能基準に適合するかどうかを決定す

ることができない正当な理由があるときは、そ

の旨及びその理由を記載した通知書を第四項の

規定によりその期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)の末日の三日前まで

に、前項の適合判定通知書又はその写しを当該

建築主事に提出しなければならない。

建築主事は、建築基準法第六条第一項の規定

による確認の申請書を受理した場合において、同

指定確認検査機関は、同法第六条の二第一項の

規定によりその期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)の末日の三日前まで

に、前項の適合判定通知書又はその写しを当該

建築主事に提出しなければならない。

建築主事は、建築基準法第六条第一項の規定

による確認の申請書を受理した場合において、同

指定確認検査機関は、同法第六条の二第一項の

規定による確認の申請を受けた場合において、

建築物の計画が特定建築行為に係るものである

ときは、建築主から第六項の適合判定通知書又

はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第

六条第一項又は第六条の二第一項の規定による

確認をすることができる。

建築物工ネルギー消費性能確保計画に関する

書類及び第三項から第五項までの通知書の様式

は、国土交通省令で定める。

建築主事に提出しなければならない。

建築主事は、建築基準法第十八条第三項の場合において、建築物の計画が特定建築行為に係るものであるときは、当該通知をした国等の機関の長から第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同条第三項の確認証を交付することができる。

(特定建築物に係る基準適合命令等)

第十四条 所管行政庁は、第十二条第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国等の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、当該建築物が第十二条第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該建築物に係る国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施等)

第十五条 所管行政庁は、第三十九条から第四十二条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)に、第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第二項及び第三項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合における第十二条第一項から第五項まで及び第十三条第二項から第六項までの規定の適用については、これらの規定中「所管行政庁」とあるのは、「第十五条第一項の登録を受けた者」とする。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(住宅部分の

規模が政令で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上の増築若しくは改築に係るものに限る。以下同じ。)の提出又は第十三条第二項若しくは新

三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを所管行政庁に送付しなければならない。

(住宅部分に係る指示等)

第十六条 所管行政庁は、第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は前条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合において、当該建築物エネルギー消費性能確保計画(住宅部分に係る部分に限る。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合には、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第十七条 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることを指示することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることを指示することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることを指示することができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることを指示することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることを指示することができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることを指示することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることを指示することができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることを指示することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることを指示することができる。

定建築物のエネルギー消費性能の確保のためるべき措置について協議を求めることができる。

第十七条 所管行政庁は、第十四条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の

(特定建築物に係る報告、検査等)

所管行政庁は、第十四条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の

(特定建築物に係る報告、検査等)

所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画が建築物

エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要な措

置をとるべきことを指示することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた場合において、その届出に係る計画が建築物

エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要な措

置をとるべきことを指示することができる。

り、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

一 特定建築物以外の建築物の新築であつてエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの(特定建築行為に該当するものを除く。)

二 建築物の増築又は改築であつてエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの(特定建築行為に該当するものを除く。)

三 所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画が建築物

エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要な措

置をとるべきことを指示することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた場合において、その届出に係る計画が建築物

エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要な措

置をとるべきことを指示することができる。

物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国等の機関の長に対し、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のためるべき措置について協議を求めることができる。

(建築物に係る報告、検査等)
第二十一条 所管行政庁は、第十九条第二項及び第三項並びに前条第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができ。(適用除外)

第二十二条 この節の規定は、第十八条各号のい

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等)
第二十三条 国土交通大臣は、建築主の申請により、特殊の構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定をすることができ る。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関)
第二十四条 國土交通大臣は、前条第一項の認定のための審査に當たつては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価(以下単に「評価」という)で 第二十五条 特殊の構造又は設備を用いて建築物の建築をしようとする者が当該建築物についての建築をしようとする者に當たつては、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

(手数料)
第二十六条 第二十三条第一項の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところによれば、遅滞なく、その旨を當該認定を受けた建築物の建築が行われる場所を管轄する所管行政 庁に通知するものとする。(審査のための評価)

第二十四条 國土交通大臣は、前条第一項の認定のための審査に當たつては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能評価機関が作成した

手数料を國に納めなければならない。

第四節 住宅事業建築主の新築する一戸建てるの住宅に係る措置

(一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の向上に関する基準)
第二十七条 経済産業大臣及び國土交通大臣は、

経済産業省令・國土交通省令で、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

前項に規定する基準は、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、一戸建ての住宅に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加して定めるものとし、これら的事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(住宅事業建築主に対する勧告及び命令等)
第二十八条 國土交通大臣は、住宅事業建築主であつてその新築する一戸建ての住宅の戸数が政令で定める数以上であるものが新築する一戸建ての住宅につき、前条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該住宅事業建築主に対し、その目標を示して、その新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等)
第二十九条 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という)をしようとするときは、國土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る措置をとらなかつた場合において、前条第一項に規定する基準による届出をしたものとみなす。この場合に

5 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等)
第三十条 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積

2 建築物エネルギー消費性能の向上のための建築物に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置
2 建築物のエネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた住宅事業建築主が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、前条第一項に規定する基準に照らして住宅事業建築主の新築等に係る資金計画

4 國土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に対し、その新築する一戸建ての住宅に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事務場若しくは住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅若しくはその工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ

ることができる。

4 國土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に対し、その新築する一戸建ての住宅に係る業務の状況に關し報告させ、又は

その職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事務場若しくは住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅若しくはその工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ

ることができる。

し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告さ

ギー消費性能適合性判定を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。
イ 次の(1)から(3)までに掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定められた区分に該当する場合、(1)から(3)までのうち、

あること。
□ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいいう。第五十八条第一項第二号口において同じ)にあつては、業務を執行する社員)こ

3 國土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならぬ。

— 1 —

第十七条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 登録建築物工事川半一消費性能判

定機閱等

第一節登録建築物工事料半消費性能

第三十九条 第十五条规定第一項の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務(以下「判定の業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、
免責を受けられない。

登録を受けることができない

者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の

規定により刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日か

ら起算して二年を経過しない者

第五十五条第一項又は第二項の規定により

登録を取り消され、その取消しの日から起算

て一年を経過しない者

五 法人であつて、その役員のうちご前各号の
い二金を経過しない者

五 沢山ある一等の従員の仕事に前後共
うづれかこ該当する者があるもの

(登録基準等)
いてわれには語らひせる者がおるがの

(登録基準等) 第四十九条 土地の登記の申請は、

第四十一条 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下「登録申請者」といふ。）

者(以下)の項において「登録申請書」といふ。)

は、その登録をしなければならない。
一 第四十五条の適合性判定員が建築物工ネル
か次に掲げる基準の全てに適合しているとき

第十部 國土交通委員會會議錄第十六號 平

(1) 床面積の合計が一万平方メートル未満の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を三百五十で除した数

(2) 床面積の合計が一万平方メートル以上五万平方メートル未満の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った数

(3) 床面積の合計が五万平方メートル以上の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った数

（イ）登録申請者が、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者（以下この号及び第五十八条第一項第二号において「建築物関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築物関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第十五条第一項第二号イにおいて同じ。）で

□ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいふ。第五十八条第一項第二号において同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えてゐること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

一 判定の業務を適正に行うために判定の業務を行なう部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態ないこと。

一 登録は、登録建築物工ネルギー消費性能判定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

一 登録建築物工ネルギー消費性能判定機関が氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

一 登録建築物工ネルギー消費性能判定機関が判定の業務を行なう事務所の所在地

四 第四十五条の適合性判定員の氏名

四 第四十五条の適合性判定員の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

六 登録の公示等）

四十二条 國土交通大臣は、登録をしたときには、前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項事項その他の国土交通省令で定める事項を公示しを変更しようとするときは、変更しようとするければならない。

3 國土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の更新)

第四十三条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を生ずる。

2 第三十九条から第四十一条までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(承継)

第四十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が当該登録に係る事業の全部を譲り受けた者は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関にて相続(合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る))があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継する。

ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第四十条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者は、遅滞なく、国土交通省令で定める要件を備え、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(適合性判定員)

第四十五条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、建築に関する専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備え、そのもののうちから適合性判定員を選任しなければならない。

(秘密保持義務)

第三十九条から第四十一条までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

（承継）

第四十四条 登録建築物工ネルギー消費性能判定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録建築物工ネルギー消費性能判定機関にて相続（合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。））があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が一人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録建築物工ネルギー消費性能判定機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第四十条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録建築物工ネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者は、遲滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（適合性判定員）

第四十五条 登録建築物工ネルギー消費性能判定機関は、建築に関する専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備えているものうちから適合性判定員を選任しなければならない。（秘密保持義務）

Digitized by srujanika@gmail.com

第四十二条第一項及び第二項	前条第一項第一号	第五十八条第一項第二号
第四十三条第一項	第三十九条から第四十一条まで	第五十六条第一項、第五十七
第四十四条第一項ただし書	第四十条各号	条及び第五十八条各号
第四十五条第一項	判定の業務	第五十九条の評価員
第四十六条第一項及び第二項	適合性判定員	評価の業務
第四十七条第一項及び第二項	第四十二条第一項各号	第五十八条第一項各号
第四十八条第一項	判定業務規程	評価業務規程
第五十一条	第五十八条第一項各号	第五十八条第一項各号

四 次条の評価員の氏名
五 前各号に掲げるもの、
で定める事項

（評価員）
第五十九条 登録建築物エネルギー消費性能評価

機関は、次に掲げる者のうちから評価員を選任しなければならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において建築学、機械工学、電

氣工学若しくは衛生工学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職に

二 建築、機械、電気又は衛生に関する分野の
あつた者

試験研究機関において十年以上試験研究の業務に従事した経験を有する者

三、前二号に掲げる者と同様以上の知識及び経験を有する者

第六十条 国土交通大臣は、登録建築物工ネルギー消費性能評価機関が第五十七条第一号又は

第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 國土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が次の各号のいずれかに該当する

ときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ず

る」とができる。

二条第二項、第四十四条第二項、第四十九条第一項、第五十条又は第五十四条第一項の規定による。

二 第五十六条第二項において読み替えて準用する第四一八条第一項の規定による届出の定に違反したとき

する第四十一条第一項の規定による届出があつた評価業務規程によらないで評価の業務を行つたとき。

三 正当な理由がないのに第五十六条第二項に
おひて準用する第四十九条第二項各号の請求

四 第五十六条第二項において準用する第四十
を拒んだとき。

第六十二名

前条第一項の規定により国土交通大

3	所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画が建築物工ネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物の工ネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から二十一日以内に限り、その届出をした者に對し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。	4	所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	5	特殊の構造又は設備を用いて第一項の建築物の特定増改築をしようとする者が当該建築物について第二十三条第一項の認定を受けたときは、当該特定増改築のうち第二項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定による届出をしたものとのみなす。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。	6	国等の機関の長が行う第一項の特定増改築について、第二項から前項までの規定は、適用しない。この場合においては、次項及び第八項の規定に定めるところによる。	7	国等の機関の長は、第一項の特定増改築をしようとするときは、あらかじめ、当該特定増改築に係る特定建築物の工ネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に通知しなければならない。その変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く)をしようとするときも、同様とする。	8	所管行政庁は、前項の規定による通知があると認めるときは、その必要な限度において、当該国等の機関の長に対し、当該特定建築物の工ネルギー消費性能の確保のため必要措置について協議を求めることができる。	9	所管行政庁は、第三項、第四項及び前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物工ネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告させ、又はその職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。	10	第十七条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。	11	第二項から前項までの規定は、第十八条各号のいづれかに該当する建築物については、適用しない。	12	第四項の規定による命令に違反した者は、百万元以下の罰金に処する。	13	二 第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をして、特定増改築をした者 円以下の罰金に処する。	14	一 第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、特定増改築をした者を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の刑を科する。 (準備行為) (登録免許税法の一部改正)

百五十五の二 登録建築物工ネルギー消費性能評価機関の登録	
(一) 建築物の工ネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第 号)第十五条第一項(登録建築物十四条第一項(登録建築物工ネルギー消費性能評価機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 一件につき九万円
(二) 建築物の工ネルギー消費性能の向上に関する法律第二十四条第一項(登録建築物工ネルギー消費性能評価機関の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 一件につき九万円

けようとする者」を削る。

第八十九条第一項中「第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。」を削る。

第九十三条第二号中「第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。」及び「建築物調査の業務又は建築物調査講習の業務」を削り、同条第三号中「又は第七十条の十一を削る。

第九十五条第二号中「第七十五条第四項、第七十六条の六第三項」を削る。

第九十六条第一号中「第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。」を削り、「第七十七条第三項、第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項」を「又は第七十七条第三項」に改め、同条第三号中「第七十五条第五項、第七十五条の二第三項」を削り、「第七十五条の二第一項」を「又は第七十五条第三項」に改め、同条第四号中「第七十六条の十若しくは第七十六条の十六」を削る。

第七十六条の六第三項】を削る。

第七十六条の六第一項の規定によりされた勧告七十六条の十六において準用する場合を含む。」を削り、「第七十七条第三項、第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項」を「又は第七十五条第三項」に改め、同条第三号中「第七十五条第五項、第七十五条の二第三項」を削り、「第七十五条の二第一項」を「又は第七十五条第三項」に改め、同条第四号中「第七十六条の十若しくは第七十六条の十六」を削る。

2 一部施行日前に旧エネルギー使用合理化法第二項の勧告並びに当該勧告に係る報告及び立入検査については、なお従前の例による。この場合において、当該届出に係る新築・改築又は増築であつて、特定建築行為又は第十九条第一項各号に掲げる行為に該当するものについては、第二号に掲げる行為に該当するものについては、第三章第一節及び第二節並びに附則第三条の規定は適用しない。

3 一部施行日前に旧エネルギー使用合理化法第三条の六第一項の規定によりされた勧告は、第二十八条第一項の規定によりされた勧告とみなす。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第八条 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十九条第一項に「これら」を「同項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があつた場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及び附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

9 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第一項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第一号）第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定による申出があつた場合を除き、同項を同条第十項とし、同条第三項に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

（平成二十七年法律第一号）第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第三項の規定による申出があつた場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

八項までの規定を適用する。

第五十四条第一項第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十三条第一項に規定する判断の基準」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」に、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化」を「建築物のエネルギー消費性能の向上」に改め、同条第八項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十九条第一項に「これら」を「同項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

9 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があつた場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及び附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

した場合において、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合の状況、建築物のエネルギー消費性能に関する技術開発の状況その他この法律の施行の状況等を勘案し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する制度全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。